



PRO VERITATE ET LIBERTATE
KEISO SHOBO

憲法社会学

上野 裕久著

上野裕久著

憲法社会学

著者略歴

1918年宮崎県に生る。
1942年東京帝国大学法学科卒業。
1944年より宮崎県社会・商工・教学・社会教育各課長歴任。
1948年宮崎農林専門学校教授、その後宮崎・佐賀大学助教授を経て、
65年佐賀大学教授、66年岡山大学教授となり、現在に至る。
専攻 憲法、法社会学。

〔著書、編書〕

『世界主要憲法集』(1959年、関書院)
『国民の憲法意識』(1970年、勁草書房)
『仁保事件』(1970年、敬文堂)
『70年代の憲法問題』(1970年、法律文化社)
『社会科学・現代日本の憲法』(1973年、法律文化社)
『社会科学・現代日本の法学』(1975年、法律文化社)
『現代と憲法』(1978年、文理閣)

憲法社会学

1981年1月10日 第1版第1刷発行

定価 3200円

◎著者 上野 裕久

発行者 井村 寿二

発行所 株式会社 効草書房

東京都文京区後楽2-23-15

振替／東京 5-175253

電話 (03) 814-6861

*落丁本、乱丁本はお取替いたします。
*無断で本書の全部または一部の複写・複製を禁じます。

3032-404603-1836

はしがき

はしがき

私の憲法との出会いは、一九四〇年東大法学部に入学し、宮沢俊義先生の講義を聞いた時に始まる。講義 자체についてはほとんど記憶が残っていないが、いつだつたか、赤煉瓦の壇に「三田村を救へ」というビラが何枚か貼られ、先生の講義の直前一、二名の学生が演壇にかけ登り、「学友三田村を救へ、三田村を処分した赤い教授、田中、横田、南原、宮沢諸教授を東大から追放せよ」という趣旨のアシ演説をし、間もなく守衛に連れ去られたのを覚えている。左翼は既に数年前徹底的に弾圧され、大東亜戦争開戦近いその頃は右翼の学生運動があるだけだった。東大にはもう一人憲法の筑克彦教授が居られたが、同教授は昼休になると研究室の屋上で、何名かの学生と「いやさかー」と叫ぶ日本体操なるものをしておられた。特異な国体憲法学の同教授の講義を聴く学生はほとんどいなかつたが、高文の試験委員をされていたので、私もその著書を受験勉強のため一所懸命読んだのを記憶している。四二年一〇月繰上げ卒業し、文部省に入った私は翌年係官として代々木での学徒出陣式に立会い、戦場に発つ後輩達を見送った。四五年八月終戦、間もなくアメリカ海兵隊の一隊が宮崎県庁貴賓室を占領し、知事以下部課長を次々に呼出した。商工課長をしていた私も呼出されて入室すると、司令官の机の上に拳銃が置かれてあり、敗戦の現実を痛感し、その後大日本帝国憲法の崩壊を見た。

私の日本国憲法との出会いは四六年一一月同憲法が制定されて間もなく、当時社会教育課長になっていた私に憲法普及の任務が負わされてからである。軍政部に尻を叩かれながら、私自身もこれで日本は平和国家、文化国家に生れると信じて、新聞に毎日一條づつ新憲法の解説を書き、NHKから放送をし、紙芝居を作り、全町村を廻って講演をし、競技会の合間にまで解説を放送するという努力をした。しかし、占領下の行政官にいや気がさし、四八年に宮

崎農專の教授に転じ、翌年宮崎大学教官になり、憲法の講義を担当することになった。その後五四年からは憲法擁護宮崎県民連合議長、六〇年には安保改定阻止宮崎県共闘会議議長、六六年からは岡山憲法会議代表幹事をやらされ、そのほか平和、原水爆禁止、仁保事件等幾多の憲法運動に参加した。私の憲法の学習・研究が、書斎の中だけではなく、そのような憲法運動の中になされて来たこともある。私は憲法解釈学よりも憲法社会学に興味をもつた。

私の法社会学との出会いも、一九五〇年に九大舟橋諄一教授に誘われ、長崎県五島での私法学会の相続実態調査に参加し、法社会学会に入会した時からで、その後佐賀大学の中尾助教授が東大の川島教授の入会権、農家相続等実態調査のメンバーとなり、協力を依頼されて、一緒に調査し、私個人としても宮崎県の婚姻・相続慣行、憲法意識その他調査に従事した。私の法社会学研究もまた書斎の中だけでなく、これら実態調査の中で行われて來た。

私の憲法研究のうち憲法意識については、一九七〇年に勁草書房から『国民の憲法意識』としてまとめて出した。その後、『憲法社会学』としてまとまったものを書いて見たいと念願して來たが、憲法の法社会学的考察をした論文は数多く出ているが、『憲法社会学』としてまとまったものはまだ一冊も出ていないので、気がおくれがして延び延びになっていた。しかし、定年も近づいて來たので、あえて私なりにまとめて見ることにした。先輩同学諸兄の御批判、御教示を受け、憲法社会学の確立と發展にいくらかでも役立てば幸いである。

本書には、これまで発表した論文のうち左のものをそのまま、あるいは多少加筆し、さらには解体書き直して入れたほか、年号をすべて西暦に統一した。内容に古いものがあるのは、私の三五年間の研究の足跡を残しておきたいからなので、御寛容頂きたい。論文の転載を快く御承諾頂いた書店の方々に感謝申上げる。

第一章第一節……「防衛問題をめぐる国民意識」（田畠忍教授古稀記念論集『現代における平和と人権』日本評論社、一九七二年の一、二に加筆。

第二章第一節及び第三節の一部……「朝鮮戦争と言論集会の彈圧」（佐賀大学法経論集八卷二号、一九六一年）に加筆。

第三章第一節……「憲法改正問題と世界政治の動向」（鈴木安藏教授還暦祝賀論文集『憲法調査会総批判』日本評論社、一九六四年）に大幅加筆。

第三章第一節二……「政治社会情勢と裁判」（佐賀大学法経論集九卷二号、一九六一年）。

第三章第三節……「法意識」憲法」（川島武宜編『法社会学講座8』岩波書店、一九七三年）。

終章第一、二節……「社会国家の理念と日本国憲法」（佐賀大学法経論集一一卷一号、一九六三年）。

右以外は今回全部書きおろしたものである。

父の願望で行政官になり、戦争に負けて占領下の行政官にいや気がさして、学究の道に転じた私は、指導教授の下で系統的な研究をするというオーソドックスな道を経なかつただけに色々と苦労が多かった。自己流の研究をして來た私を指導、激励して頂いたのは田畠忍、鈴木安藏両先生を始め、小林直樹、渡辺洋三、小林孝輔、星野安三郎教授その他の同学諸兄であった。ここに深甚の謝意を捧げる。

一九七六年に本書の執筆にかかつたが、七八年から教養部長に選出され、なかなか筆が進まなくなつた。前著に引き続き本書の出版について色々とお世話を頂いた勤草書房の石橋雄二氏及び杉山茂氏に厚く御礼申上げるとともに、脱稿が延びに延びたことをおわび申上げる。

一九八〇年七月

上野裕久

長谷川 正安著	現代法入門	〔現代法選書1〕	一一〇〇円
影山 日出弥著	憲法の基礎理論	〔現代法選書2〕	一五〇〇円
牛山 積著	現代の公害法	〔現代法選書3〕	一二〇〇円
室井 力著	公務員の権利と法	〔現代法選書4〕	一四〇〇円
樋口 陽一著	司法の積極性と消極性	〔現代法選書5〕	一二〇〇円
松井 芳郎著	現代日本の国際関係	〔現代法選書6〕	一六〇〇円
清水 睦著	基本的人権の指標	〔現代法選書7〕	一三〇〇円
鈴木 英一著	現代日本の教育法	〔現代法選書8〕	一六〇〇円
北野 弘久著	憲法と地方財政権	〔現代法選書9〕	一七〇〇円
佐藤 隆夫著	現代人の一生と法律	〔現代法選書10〕	一七〇〇円
室井 力編著	行政事務再配分の理論と現状	〔現代法選書11〕	一八〇〇円
杉原 泰雄著	'80年代憲法政治への序章(上)	〔現代法選書12〕	一八〇〇円
	'80年代憲法政治への序章(下)	〔現代法選書13〕	一八〇〇円

法〔法学双書2〕

宮澤俊義著	憲法學體要論	門系論	七五〇円
小林孝輔著	憲法判例の体	系研究	二四〇〇円
星野安三郎著	憲法解釈の研究	系研究	二三〇〇円
長谷川正安著	憲法史研究	系研究	二五〇〇円
吉田正安著	憲法の構造	系研究	四五〇〇円
鈴木安蔵著	日本憲法学史研究	系研究	三一〇〇円
樋口陽一著	近代憲法の構造	系研究	二六〇〇円
影山善明著	現代憲法の構造	系研究	二八〇〇円
清水陸著	憲法の原理と現代国家	系研究	二八〇〇円
日出弥著	現代憲法の構造	系研究	二八〇〇円
睦著	近代立憲主義と現代國家	系研究	二八〇〇円
宮和田英夫著	憲法	系研究	九六〇円
星野安三郎著	憲法	系研究	二四〇〇円
長谷川正安著	憲法	系研究	二四〇〇円
吉田正安著	憲法	系研究	二四〇〇円
鈴木安蔵著	憲法	系研究	二四〇〇円
樋口陽一著	憲法	系研究	二四〇〇円
影山善明著	憲法	系研究	二四〇〇円
清水陸著	憲法	系研究	二四〇〇円
日出弥著	憲法	系研究	二四〇〇円
睦著	憲法	系研究	二四〇〇円

比較立法過程研究会編

議会における

立法過程の比較法的研究

八〇〇円

杉村敏正著 憲法と行政法

八五〇円

室井 力著 現代行政法の原理
室井 力著 特別権力關係論

三五〇円

池田政章・守屋克彦編 裁判官の身分保障

一五〇円

杉村敏正・室井 力編 コンメンタール 地方自治法

九六〇円

永井憲一著 教育法学の目的と任務

二〇〇円

兼子仁著 教育権の理論

二六〇円

田岡良一著 國際法上の自衛権(補訂版)

四〇〇円

北野弘久・兼子仁編 市民のための行政争訟

近刊

(定価は一九八一年一月現在です)

目 次

はしがき

序章 憲法社会学序説

第一節 憲法社会学の性格 一

第二節 憲法社会学の課題 一
九

第三節 憲法社会学の方法 一
五

第四節 外国の憲法社会学研究の概況 三
三

第五節 日本の憲法社会学研究の概況 三
三

第一章 憲法の制定過程

—第九条をめぐって

第一節 第九条制定をめぐる諸意識 三
三

第二節 第九条制定をめぐる対立抗争 三
三

第二章 憲法の動態

—公安条例による表現の自由の規制をめぐって

はじめに

三

第一節 公安条例の立法過程

四

第二節 公安条例の行政過程

五

第三節 公安条例の司法過程

六

第四節 公安条例制定の目的と機能

七

むすび

八

第三章 憲法動態規定要因

一

第一節 政治・社会・経済情勢

二

一 国際・国内情勢と憲法改正問題

三

二 政治・社会情勢と裁判

四

第三節 憲法運動

五

——仁保事件公正裁判要求運動を中心として

第三節 憲法意識

六

第四章 憲法の変遷と生ける法

七

——第九条を中心として

第一節 憲法の変遷

八

第二節 憲法における「生ける法」

九

第五章 憲法の機能と解釈

—第九条をめぐって

第一節 憲法の機能

政府の憲法解釈の変化

三五〇

第二節 裁判所の憲法解釈

三五七

第三節 学者の憲法解釈

三六四

第四節 むすび

三七〇

終章 憲法と国家権力の性格・本質

三七八

第一節 社会国家・福祉国家の理念と実態

三八三

第二節 社会国家・福祉国家の社会的背景と限界

三九七

第三節 国家独占資本主義と日米安保体制

三四八

附録

- (1) 日本国憲法
- (2) 大日本帝国憲法

三四四
三四五
三四六

序章 憲法社会学序説

第一節 憲法社会学の性格

伝統的法律学である法解釈学は、裁判官が裁判をし、行政官が行政をするにあたって、拠りどころとし、適用すべき法規範を、組織的、体系的に明らかにすることを目的とし、法規範相互の論理的関係を探求することに重点をおく実用法学であった⁽¹⁾。一八世紀末以後の資本主義經濟發足當時に制定された近代市民法は、資本主義が高度に發展した一九世紀末には、法と社会の現実の乖離が甚だしくなり、制定法を形式的論理だけを重視して解釈する概念法学的法解釈学では、かえって妥当な解決が得られなくなり、制定法の拘束から裁判官を解放し、条理や信義則などを取入れて、裁判官が自由に法を発見し、創造することを認める自由法学が起り、また、社会工学の方法を導入して、一定の法的結論が社会に与える影響や効果を測定し、その認識と予測にもとづいて、有効な法的統制の規準を定立しようとするとする社会学的法律学などが起つて來た⁽²⁾。しかし、それらはまだ裁判や立法のための実用法学であり、法現象を実証的、科学的に觀察し、それを支配する法則を探求するという厳密な意味の科学ではなかつた。

これに対し、二〇世紀に入つて勃興してきた法社会学は、法規範や法制度を社会的事実として、他の社会的諸現象との関連において研究し、法がつくられ、行なわれてゆく過程、すなわち法過程を一つの社会過程として研究する、法現象に関する経験科学であり、法律学と他の社会諸科学との境界線上に新たに開発された「境界科学」、「領域間科

学」⁽³⁾である。「法社会学」という語を最初に使ったのはアンチロッティの『法哲学と社会学』(D. Anzilotti, *La filosofia del diritto e la sociologia*, 1892) ⁽⁴⁾だが、わが国にはエーリッヒの『法社会学の基礎』(Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts*, 1913) ⁽⁵⁾によって紹介され、一般化した。彼が「法社会学」(Rechtssoziologie)乃至「社会学的法学」(soziologische Rechtswissenschaft)といった社会学は、他の社会諸科学とは独立の特殊専門科学としての狹義の社会学ではなく、「理論的社会科学」の意味であり、「法の社会学は法の科学的理論なのである」といつている。⁽⁶⁾川島教授もいわれるようだ、法社会学は単純に「社会学」的なものであるわけではなく、法に関する社会科学的研究を行うものであり、それなのにそれを「法社会学」と呼ぶのは、その名称が先駆者の法律学者達によって使われ、また、一般社会学者による法の研究および社会学の一般理論が、今日の法社会学の重要な基礎を築いたといふ歴史上の「行きがかり」に由来する便宜上の用語慣行にすぎない。しかし、二〇世紀後半の法社会学においては、狭い意味での「社会学」的研究が法社会学の主流を占めるに至っている。⁽⁷⁾

法社会学は、法解釈学のように裁判や行政や立法に直接役立つことを目的とする実用法学ではないが、法社会学が勃興してきたのは、従来のような国家の制定法を單に形式論理の筋を通して解釈し、演繹的に結論を引出す概念法学的法解釈学では、現実の社会関係において、妥当な判決が出せなくなつたからである。特定の法が制定された基盤となつた社会がどのような社会であり、それがその後どのように変化してきたか、現実の社会において人々の間にどのような利害の対立があり、法理念、法正義、法意識等についてどのような相違が生じてきているか、現実の社会関係において国家の制定法がそのとおり行なわれ、守られているのか、それとは違つたものが国民の間では現実には行なわれ、守られてはいないのか、利害の対立が著しく、かつ、基本的である社会において、特定の制定法がどのような社会的役割を果しているのか等を解明する法社会学の成果を取り入れなければ、妥当な判決が出しがたくなつており、行政を遂行する場合も、現実の実態を知らずに法を適用すると色々と無理なことや人情に反することも起り、国民の

協力を得られず、さらには抵抗を受け、かえつて行政の目的を果たすことができず、新しい法律をつくる場合にも同様に法社会学の成果を取り入れることが必要になってきている。⁽⁸⁾ ましてや、現在のブルジョア法の下で人民の側に立ち、強大な国家権力や大企業の権力に対しても国民の権利、自由を守ろうとする弁護士の場合、および真に国民のためになるようにならぬ法を改正し、又、新しい法を制定しようと考へる民主的な国会議員や自治体議員の場合には、階級性を捨象し、抽象的、一般的に国民の権利を保障するブルジョア法が、現実には誰の利益を守るのか、規定通りに国民の権利が守られない機構のメカニックスは何なのか、裁判の実態、行政庁の法運用の実態、裁判官、行政官等の法意識、価値観、行動様式等を科学的、実証的に研究する法社会学の成果を取り入れなければ、有効適切な弁論や議会活動ができなくなつてきている。

憲法社会学は憲法という国家の基本法に関する法現象を研究する法社会学で、フランスで慣例となつていて、⁽⁹⁾ 法社会学を一般法社会学と個別法社会学に分けると、個別法社会学に入る。「憲法社会学」という名称は、外国ではまだ使用されていないのではないかと思うが、わが国では、戦前一九二七年の中島重『日本憲法論』に「憲法社会学なるものは未だ名称すら新しい有様であるが、從来政治学中に於て取扱い來りし所のもので」(一一四頁)と述べられているのが最初ではないかと思われ、三五年に田畠忍教授は「憲法学の法律学体系における地位」の註記でそれに論及して、憲法社会学は一般憲法学と憲法哲学に該当すると述べられ、又、三八年に「國体及び政体」の中で「？」つきで使用されている。⁽¹⁰⁾

戦後は一九五一年の『法社会学』第一号の尾高教授の「憲法の社会学」の中に何箇所か使われており、五五年の黒田教授の『憲法講話』が憲法学の種類として憲法社会学をあげ、本書にもしばしば憲法社会学的觀点からの解説を折込む旨しるし、翌年の久田教授の『生ける日本憲法の分析』の帶には「憲法社会学序説」という副題が付され、その後田畠、池田、鈴木、小林、影山、稻本、上田、伊藤教授等の著書、論文にもあげられており、六八年の『体系憲法

事典」、七五年の有斐閣双書『憲法小辞典』にものっており、法学界で定着しつつあるといつてよいであろう。⁽¹¹⁾そして、樋口教授は『体系憲法事典』の中で、「第3章、憲法社会学（社会科学としての憲法学）」とし、「憲法社会学とよばれるものは、普通、憲法についての狭義の社会学にとどまらず、『社会科学としての憲法学』すなわち憲法現象を社会現象として対象とする科学である」と解説している。⁽¹²⁾

小林教授は、広義の憲法学の諸部門を、

A、理論憲法学

a 一般憲法学・憲法原理論

b 憲法史および憲法学説史・憲法思想史

c 比較憲法学（比較憲法史をふくむ）

d 憲法社会学（憲法の政治学・社会学・心理学的研究）

B、実用憲法学

a 憲法解釈学

b 憲法政策学（実践的憲法論をふくむ）

に類別しているが、私もこのような類別に賛成する。憲法社会学は、憲法過程を一つの社会過程として、憲法規範、憲法制度、憲法意識、憲法関係、憲法運動等の憲法現象を、政治・経済・社会等他の社会現象との関連において実証的に研究する経験科学である。それは、憲法現象を支配する法則を発見し、体系的に説明し、実用憲法学は勿論、理論憲法学の諸学説が現実の社会関係の中で果していいる役割をも実証的に検討することにより、憲法政治が正しく行われ、憲法学が正しく発展して行くための基礎理論を提供する理論憲法学である。それは憲法解釈学や憲法政策学のように、裁判、行政、立法等に直接役立つことを目的とする実用憲法学ではないが、実用憲法学は憲法社会学の成果を

取入れなければ、観念論的、形式主義的なものになり、正しい憲法政治の実用には役立たなくなつてきている。

法社会学の性格については、かつて法社会学論争において、杉之原教授が「法社会学は、それがいかに法の社会科學となるうとしても、まず自らをすてないかぎり、もつて生まれた歴史的な宿命から自らを解放して、眞の科学たりえないということである。……法社会学はその歴史的性格として、保守的あるいは場合により反動的學問たり得ても、革命的學問とはなり得ないということである」と批判され、戒能教授も「法律社会学は……決して革命的ではない。反動に対しても進歩的、革命に対しては保守的、それが法律社会学の使命であり限界である。そして法律社会学の本質は、常にブルジョア科学である」といわれた。しかし、戒能教授はすぐ続けて「しかしそれにもかかわらず、私はこの学問に従事することを恥しいとは思つていい」といわれる。^[14]

そして、最近、「マルクス主義法学講座」は「刊行のことば」として、「戦後の混乱期にあつて、伝統的解釈法学の批判者として登場し、社会科学的法学の代表者として大きな成果をあげた法社会学は、あらゆる法学の分野にその影響力を広め、現在では、法学界で一定の市民権を確保している。そこに糾合されてきた多様な潮流やその多岐にわたる内容は、近時、一定の方向に収束されようとしている」とし、本講座を新しく提示する意味は、「社会科学としての法学を、岩波版『法社会学講座』におけるような法社会学によって代表されることに満足」せず、「敗戦直後の『法社会学論争』において、当時の法社会学の方法論的欠陥を指摘し、科学としての法学の前進に大きく貢献した」マルクス主義法学の「役割は、法社会学にアメリカの実用主義的な方法が大幅に導入されつつある現状では、いつそう大きなものにならざるをえない」とこと、「こんにち、マルクス主義法学こそが科学的法学の眞の代表たりうることを現実に示すべき時点に到着したと考へる」こと等にあることを述べている。^[15]

戦後、わが国で伝統的な法解釈学に対する批判と反省の中から主張され、発展してきた「社会科学としての法律学」の主だったものとして法社会学とマルクス主義法学とがあり、マルクス主義法学がマルクス主義という弁証法的・史